

# 浄化槽機能保証制度規約抜粋

## (一般社団法人全国浄化槽団体連合会)

### (目的)

第1条 この規約は、浄化槽について、その機能に異常があると判定された場合に、設置者保護の観点から、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）及びその正会員である団体（以下「会員団体」という。）が必要に応じた措置を講じ制度を設けることにより、浄化槽に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

### (保証制度の対象となる浄化槽)

- 第4条 保証制度による保証の対象となる浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）の定める「浄化槽設置整備事業に係る浄化槽登録要領」に基づき登録された浄化槽であって、全浄連が保証のための登録を行ったもの（以下「保証登録浄化槽」という。）とする。
- 2 保証制度の対象となる浄化槽は、新設される5人槽～10人槽以下の浄化槽とする。
  - 3 前項にいう浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管設備並びにその附帯設備を含まない。

### (保証の対象となる機能異常)

- 第5条 保証制度による保証は、浄化槽管理者からの申立てにより、保証登録浄化槽の施工に起因した漏水、破損、変形又は施工細則に掲げる機能異常を認めた場合に行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、保証制度による保証は行わないものとする。
- 一 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の不備による場合
  - 二 自然災害による場合
  - 三 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
  - 四 施工基準に合致しない施工による場合
  - 五 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理若しくは通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
  - 六 保証登録浄化槽の通常使用によって生じる経年劣化の場合

### (保証制度に基づく措置)

第6条 機能に異常があると判定された保証登録浄化槽について、保証制度に基づいて、会員団体又は全浄連が講ずる措置は、当該保証登録浄化槽の機能の正常化のために必要な措置であって修補等に係るものとする。

### (保証制度による保証の期間)

第9条 保証制度による保証の期間は、保証登録浄化槽の使用開始の日から10年とする。ただし、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年とする。

### (地方保証制度審査委員会)

- 第16条 会員団体は、その所在する都道府県の区域内に設置される保証登録浄化槽について保証の業務を行うものとする。
- 2 会員団体は、前項の業務に係る審査等を行うため、地方保証制度審査委員会（以下「地方審査委員会」という。）を設置するものとする。

## 浄化槽機能保証制度規約施行細則抜粋 (一般社団法人全国浄化槽団体連合会)

(目的)

第1条 この細則は、浄化槽機能保証制度規約（以下「規約」という。）の施行に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(保証の対象)

第2条 規約第5条に規定する漏水、破損、変形以外の機能異常は、次に掲げるとおりとする。

- 一 槽の浮上又は沈下
  - 二 水平の狂い
  - 三 内部設備の固定不良
  - 四 その他全浄連会長が認めた場合
- 2 当該浄化槽製造業者の倒産等による場合
- 3 全浄連が定めた「浄化槽施行マニュアル」もしくは市町村が定めた施工基準に適合したものとする。

## 浄化槽機能保証制度実施要綱抜粋 (一般社団法人全国浄化槽団体連合会)

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の浄化槽機能保証制度規約（以下「全浄連規約」という。）及び規約施行細則（以下「全浄連細則」という。）に基づき、公益社団法人香川県浄化槽協会（以下「協会」という。）と全浄連が行う浄化槽機能保証制度（以下「全浄連保証制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(地方保証制度審査委員会)

- 第4条 全浄連規約第16条第2項に基づき協会が設置する地方保証制度審査委員会を香川県浄化槽機能保証制度審査委員会（以下「香川県審査委員会」という。）と称し、その定数は、12名以内とする。
- 2 香川県審査委員会の運営は、別に定める香川県浄化槽機能保証制度審査委員会運営要領（以下「運営要領」という。）によるものとする。

(協会による保証の業務)

第5条 協会会長は、全浄連規約第17条及び全浄連細則第11条の規定に従い、保証の申立に対応するものとする。ただし、香川県浄化槽機能保証制度規約第4条第1項の規定も準用する。